

浦添市介護保険事業者 事故報告について

令和7年度浦添市集団指導資料

1 事故報告書提出の目的

介護施設・サービス事業所による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進する事により、介護サービスの質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目指すことを目的としています。

(厚生労働省通知より)

報告された情報を収集・分析・公表し、介護保険施設等に対し、安全対策に有用な情報を共有することは、介護事故の発生防止、再発防止、介護サービスの改善やサービスの質向上に資する。

2 浦添市事故報告書提出について

- 浦添市介護保険事業者事故報告取扱要領を規定しています。
- 事故が起こった際には、浦添市が示す「事故報告書」様式の使用のご協力をお願いします。

浦添市介護保険事業者事故報告取扱要領、及び事故報告書様式は、浦添市ホームページからダウンロードが可能です。

- 主な事故報告の範囲は、※1 けが又は死亡事故、※2 その他重大な人身事故が発生した場合

※1 「けが」の場合、報告範囲は、医療機関で受診を要したものを原則としています。

※2 「その他重大な人身事故」には、「誤薬」による事故を含みます。

2 浦添市事故報告書提出について

□事故の発生の報告は、職員起因の事故だけでなく、利用者様本人起因による事故も報告対象です。



□介護サービス利用時間外の“有料老人ホーム”で発生した事故は浦添市への報告対象外です。有料老人ホーム発生事故は、沖縄県高齢者介護課が報告先となっています。

□報告方法は、電子申請届出システムでの報告が可能です。

申請届出メニュー内の「6.他法制度に基づく申請届出」より入力、事故報告書を添付し報告してください。それ以外の方法としては、郵送または窓口持参。

3 事故予防及び事故発生時の対応について

□介護サービス提供の過程において事故のリスクはどうしても伴うものです。そこで重要となるのは「**リスクマネジメントの取組**」です。事業所の取組について確認しておきましょう。

□国の事業にて事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドラインの見直しが行われました。居宅系サービスの安全管理に関する内容も盛り込まれていますので、ご参照ください。

「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001569590.pdf>

